# 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の 耐震化を推進する条例」について

都市整備局 市街地建築部 建築企画課

#### 首都直下地震の切迫性

1994年~2003年に発生したマグニチュード5.0以上の震源分布図



今後、30年の間に発生する確率は70%(2007時点) さらに、最新の被害想定では震度6強の地域が拡大

#### 阪神・淡路大震災の教訓

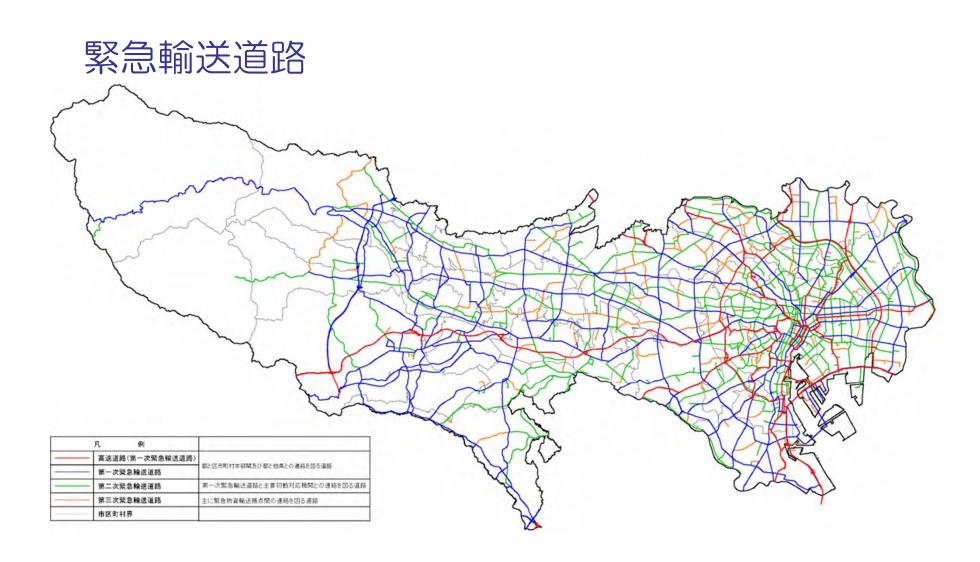
建築物の倒壊による道路閉塞











東京における 民間建築物の 耐震化 百貨店・ホテル・病院等

木造住宅(密集地域)

マンション

緊急輸送道路沿道建築物

○ 都特有の課題でもある

- 広域にわたり大きな影響 (広域性・公共性)
- 路線すべての建築物の 早期対応が不可欠 (一体性・緊急性)

# 2 耐震化推進条例

#### 緊急輸送道路

日常は、主要な幹線道路として、多くのひと・車両が利用

震災時は、避難、救急救命・消火活動、物資の輸送、 復旧復興を支える生命線・大動脈





# 特定緊急輸送道路とは

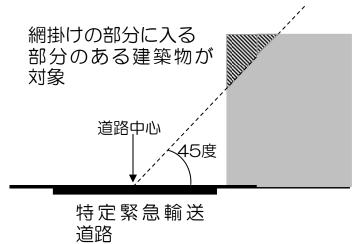
特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要のある道路



### 東京都で制定した条例の概要

#### 特定沿道建築物とは

- ① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ② 昭和56年5月以前に新築された建築物(旧耐震基準)
- ③ 道路幅員のおおむね2分の1以上の高さの建築物



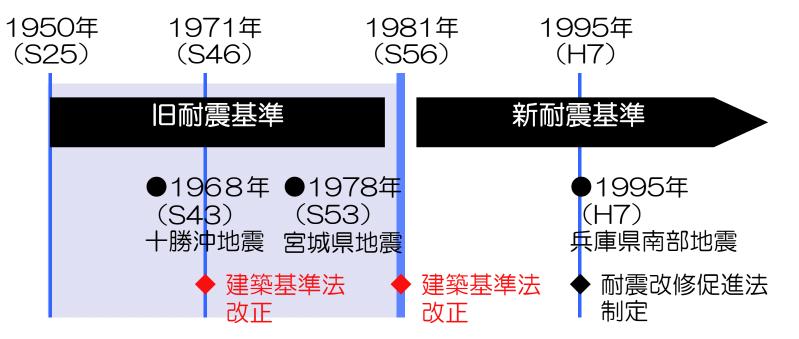
#### 特定沿道建築物の所有者等の義務

- ① 耐震改修状況の報告(義務)
- ② 耐震診断の実施・報告(義務)
- ③ 耐震改修等の実施(努力義務)・報告(義務)

### 3 条例の概要

#### 特定沿道建築物の定義

② 昭和56年5月以前に新築された建築物(旧耐震基準)

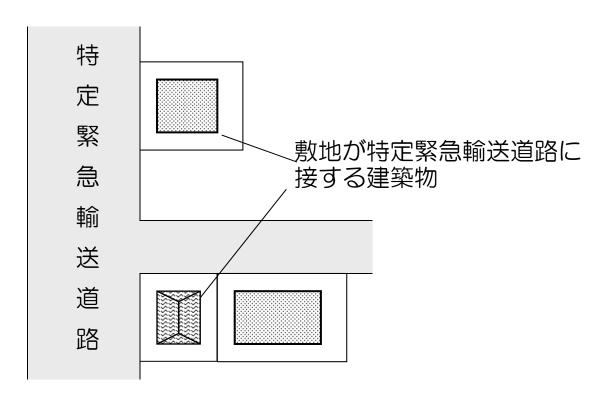


条文「昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く」

# 3 条例の概要

#### 特定沿道建築物の定義

① 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物



# スケジュール

平成23年 4月1日 《条例の施行》

6月28日

○ 特定緊急輸送道路の指定



平成23年 10月1日 ●「耐震化状況報告書」の提出 義務

耐震診断を 実施していない場合



平成24年 4月1日

- ◆ 耐震診断の実施
- ●「耐震診断結果報告書」の提出

耐震性能が 不十分な場合



- ◆ 耐震改修等の実施
- ●「耐震改修等結果報告書」の提出

義務

努力義務

義務

所有者等 の義務

Q 耐震診断は誰に実施してもらえればいいのですか。

A 建築士法に規定されている、対象建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士としています。

東京都は、次の3つの団体と協定を締結し、相互に協力・連携して耐震化に取り組んでいます。

- 一般社団法人東京都建築士事務所協会(TAAF)
- · 社団法人日本建築構造技術者協会(JSCA)
- · 特定非営利活動法人耐震総合安全機構(JASO)

## 4 耐震診断助成

助成率

マンションと延べ面積が1万㎡以下の建築物

玉	都
1/3	定額補助

延べ面積が1万㎡を超える建築物

玉	都	所有者
1/3	14/30	1/5

助成基準 単 価

1,000㎡以下の部分 : 2,000円/㎡

1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分:1,500円/㎡

2,000㎡を超える部分 : 1,000円/㎡

なお、延べ面積が3千㎡未満の場合は、1階当たり15万円を加算

実施期間

平成23年度から平成25年度までの間

助成制度は今年度から利用できます!

## 5 耐震設計助成

助成率

区市町村が助成制度を用意していない場合

玉	都	所有者
1/6	1/6	2/3

区市町村が助成制度(助成率1/6)を用意している場合

玉	都 区市町村 都 所有者
1/3	1/6 1/6 1/6 1/6

助成基準 単 価

1,000㎡以下の部分 : 2,000円/㎡

1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分:1,500円/㎡

2,000㎡を超える部分 : 1,000円/㎡

実施期間

平成23年度から平成26年度までの間

## 6 耐震改修助成

助成率

区市町村が助成制度を用意していない場合 5,000㎡以下の部分

玉	都	所有者
1/6	1/6	2/3

5,000㎡を超える部分

国 都	所有者	
1/12 1/12	5/6	

1/12

助成基準 単 価

47,300円/㎡\*

(1棟当たりの助成対象事業費は4億7,300万円まで)

\* 免震工法等の特殊な工法による場合は80,000円/㎡

除却・建替え工事も対象となります(耐震改修相当分を充当)

実施期間

平成23年度から平成27年度までの間

## 7 耐震改修助成

助成率

区市町村が助成制度(助成率1/6)を用意している場合 5,000㎡以下の部分

玉	都 区市町村 都 所有者
1/3	1/6 1/6 1/6 1/6

5,000㎡を超える部分

玉	都局村都	所有者	
3/12	1/12 1/12 1/12	1/2	

1/12

助成基準 単 価

47,300円/㎡\*

(1棟当たりの助成対象事業費は4億7,300万円まで)

\* 免震工法等の特殊な工法による場合は80,000円/㎡

除却・建替え工事も対象となります(耐震改修相当分を充当)

実施期間

平成23年度から平成27年度までの間

#### 耐震化総合相談窓口

(財) 東京都防災・建築まちづくりセンター

03-5778-2790

相談日

月曜日~金曜日、第1土曜日、第3日曜日

相談時間

午前9時~午後5時(水曜日は午後7時)

相談料

無料

是非ご利用ください!



#### ■緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口

●建築士団体の紹介

耐震診断の実施にあたっては、東京都と協定を締結した建築士団体を紹介します。 技術的な相談がある場合には、団体の建築士が対応します。

#### 協定を締結した建築士団体

- ○一般社団法人 東京都建築士事務所協会(TAAF) 0120-828-331
- ○社団法人 日本建築構造技術者協会(JSCA) 03-5643-6181
- ○特定非営利活動法人 耐震総合安全機構(JASO) 03-6912-0772

#### 低利融資制度

#### ① 融資条件

対象費用	耐震診断費用	耐震改修工事費用
対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建 築物	すべての緊急輸送道路沿道建築物 (延べ面積10,000以下に限る)
融資対象者	上記建築物の所有者	上記建築物の所有者(個人又は中小企業に限る)
融資限度額	1億円以内	
融資期間	10年以内	
融資利率	取扱金融機関の通常利率より	り低減した利率

#### 低利融資制度

② 取扱金融機関

金融機関名
株式会社みずほ銀行
株式会社筑波銀行
株式会社沖縄銀行
株式会社八千代銀行
東京東信用金庫

金融機関名
西京信用金庫
西武信用金庫
東京信用金庫
青梅信用金庫
共立信用組合

### 9 耐震マーク

1 対象建築物 特定緊急輸送道路に敷地が接する建築物

3 申 込 耐震基準の適合を確認できる書類を郵送

4 郵送先 **〒119-0309** 郵便事業株式会社

銀座支店留「東京都耐震マーク」事務局

2 費 用 無料

5 問合せ 東京都耐震マーク事務局

03-5466-2023

